

介護予防サービスについて

介護認定の結果、要支援 1・2と判定された方々には、生活機能の改善を図るため当苑では次のサービスを実施しています。

1. 介護予防短期入所療養介護

短期間入所していただき、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練を行います。

1.施設利用料(保険給付対象の自己負担分)

(1)基本料金

区分	2・4人部屋	個室
要支援 1	608円	575円
要支援 2	762円	716円

(2)送迎加算(片道につき) (184円/回)

入所・退所時に送迎を行った場合

(3)栄養管理に対する加算

療養食加算 (23円/日)

(4)若年性認知症利用者受入加算 (120円/日)

(5)個別リハビリテーション実施加算 (240円/回)

(6)緊急時施設療養費加算

緊急時治療管理 (511円/日)

(7)サービス提供体制強化加算 ※(Ⅰ)イ、ロ、(Ⅱ)、(Ⅲ)のいずれかを加算

(Ⅰ)イ.介護職員のうち、介護福祉士が 60%以上占めている場合 (18円/日)

ロ.介護職員のうち、介護福祉士が 50%以上占めている場合 (12円/日)

(Ⅱ)看護・介護職員のうち常勤者が 75%以上の場合 (6円/日)

(Ⅲ)直接サービス提供する職員総数のうち勤続3年以上が 30%以上の場合 (6円/日)

(8)介護職員処遇改善加算 ※(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)のいずれかを加算

(Ⅰ)厚生労働大臣基準の全てに適合 (所定単位数×27/1000)

(Ⅱ)厚生労働大臣基準の(1)の①~⑥まで適合かつ(2)②及び③のどちらも適合
(所定単位数×15/1000)

(Ⅲ)厚生労働大臣基準(2)②又は③どちらか不適合 (Ⅱ)×90/100

(Ⅳ)厚生労働大臣基準(1)~(6)まで適合 (Ⅱ)×80/100

2.その他の利用料(保険給付対象外の費用)

食費(1食あたり)	朝食:500円	昼食:600円	夕食:600円
滞在費(1日あたり)	2.4人部屋:450円	個室:1,640円	
オヤツ代(1回あたり)	100円		
入浴用タオル代(1回あたり)	140円		
洗濯代(1枚あたり) 手洗い別途:250円	70円~200円		
電気代(1品目1日あたり)	50円		
クラブ活動の材料費	実費		
バスレク費用	実費		
通常の実施地域を越えて行う送迎費用	実費		
インフルエンザ予防接種に係る費用	実費		

※食費・滞在費については世帯所得により軽減措置があります

2.介護予防通所リハビリテーション

共通的サービスとして、日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方個人の目標に合わせた選択的サービスを提供します。

1. 施設サービス利用料

(1) 共通的サービス費(月単位の定額)

要支援1	1,812円/月
要支援2	3,715円/月

※送迎・入浴の費用を含みます。

(2) 加算料金

① 運動機能向上加算 (225円/月)

理学療法士等の指導により、ストレッチや有酸素運動・バランストレーニング、マシンによる筋力トレーニングなどを行います。

② 栄養改善加算 (150円/月)

管理栄養士等が低栄養を予防するための食べ方や、食事作りや食材の選び方の指導、情報提供などを行います。

③ 口腔機能向上加算 (150円/月)

看護職員が歯磨きや義歯の手入れ方の指導や、摂食・嚥下機能を向上させる訓練などを行います。

④ 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) (480円/月)

選択的サービスのうち2種類

④ 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) (700円/月)

選択的サービスのうち3種類

⑤ 若年性認知症利用者受入加算 (240円/月)

⑥ サービス提供体制強化加算 ※(Ⅰ)イ.ロ、(Ⅱ)のいずれかを加算

(Ⅰ)イ.介護職員のうち、介護福祉士が50%以上占めている場合

ロ.介護職員のうち、介護福祉士が40%以上占めている場合

(Ⅱ)直接サービス提供する職員総数のうち勤続3年以上が30%以上の場合

※(Ⅰ)イの場合

区分	利用者負担額(1ヶ月あたり)
要支援1	72円
要支援2	144円

(8) 介護職員処遇改善加算 ※(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)のいずれかを加算

(Ⅰ)厚生労働大臣基準の全てに適合 (所定単位数×34/1000)

(Ⅱ)厚生労働大臣基準の(1)の①～⑥まで適合かつ(2)②及び③のどちらも適合

(所定単位数×19/1000)

(Ⅲ)厚生労働大臣基準(2)②又は③どちらか不適合 (Ⅱ)×90/100

(Ⅳ)厚生労働大臣基準(1)～(6)まで適合 (Ⅱ)×80/100

2. その他の利用料

食費	650円/日
入浴用タオル代(1回あたり)	140円/回
オムツ代	実費
創作活動等材料費	実費

3. キャンセル料 (600円/回)

予定日の前日(17時 30 分)までに、お休みのご連絡がない場合には、食材費をお支払いいただきます。(当日体調不良等は除く)

3.介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活向上をさせる訓練が必要な方には、理学療法士等が居宅を訪問して短期集中的なリハビリテーションを行います。

1. 利用料金

- (1)介護予防訪問リハビリテーション費(1回につき) (302円/回)
- (2)短期集中リハビリテーション実施加算 (200 円/日)
退所・退院日又は認定日から起算して 3 カ月以内に週2日以上実施した場合
- (3)介護予防訪問リハ訪問介護連携加算(3 カ月に1回) (300円/回)
- (4)サービス提供体制強化加算(1回につき) (6円/回)

2. 交通費

長門市内は不要ですが、市外の場合は実費をいただきます。